

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県プロフェッショナル人材助成事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、県内企業（県内に事務所又は事業所を有する企業をいう。以下同じ。）における経営戦略の策定、経営課題の抽出及び洗い出し並びに経営課題の解決に向けた人材の確保を支援するため、県内企業が第3条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で県内企業に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロフェッショナル人材 生産性向上や競争力強化などの企業課題の解決を図り、「攻めの経営」を実現するために必要な能力や経験、専門性を有している人材をいう。
- (2) 副業・兼業プロフェッショナル人材 本業で収入を得ながら本業以外の仕事として業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して業務に従事するプロフェッショナル人材をいう。
- (3) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。
- (4) 試用就業 プロフェッショナル人材及び県内企業の双方が正式雇用の採否を判断するため、有期雇用契約又は正規雇用契約に基づき当該県内企業で就業することをいう。

（補助事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内企業が、山形県プロフェッショナル人材戦略拠点とプロフェッショナル人材紹介会社との連携による仲介によって行う次に掲げる事業とする。

- (1) 県内で就業するために過去1年以内に県外から県内に移住したプロフェッショナル人材を、県内の事務所又は事業所で雇用（正規雇用又は試用就業）する事業（以下「プロフェッショナル人材助成事業（移住型）」という。）
- (2) 令和8年4月1日以降に副業・兼業プロフェッショナル人材との間に業務委託契約を締結し、県内企業の業務を行う事業（以下「プロフェッショナル人材助成事業（副業・兼業人材活用促進型）」という。）

2 前項の県内企業は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 県税の未納がないこと。
- (2) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、総勘定元帳等の帳簿書類を備え付け、知事の要求に応じて、これら書類を提出することができること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行っていないこと。また、これらの営業の一部を受託していないこと。

- (4) 破産、清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団との関わりを有していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 この補助金と補助対象経費を重複して、国費又は県費をその財源に含む他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、補助対象経費のうち最初に支払われる経費の支払日の20日前の日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1-1号、第1-2号又は第1-3号）
- (2) 誓約書（別記様式第2-1号又は第2-2号）
- (3) 企業概要書（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の申請は、当該年度において「プロフェッショナル人材助成事業（移住型）」及び「プロフェッショナル人材助成事業（副業・兼業人材活用促進型）」のそれぞれで1県内企業当たり1人を限度とし、申請回数は各事業1回（合計2回）までとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該県内企業（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増を伴う変更
- (2) 補助対象経費の20%を超える増減

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(状況報告等)

第8条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）に事業実施状況調書を添付して提出しなければ

ばならない。

- 2 前項による報告のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認の日）から起算して20日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、事業実績書（別記様式第6-1号、第6-2号又は第6-3号）とする。

- 2 前項の補助事業が完了した日とは、プロフェッショナル人材助成事業（移住型）にあつては、補助対象経費の支払日とし、プロフェッショナル人材助成事業（副業・兼業人材活用促進型）にあつては、業務委託契約期間の終了日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月1日のいずれか早い日とする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(就業等状況の報告)

第11条 プロフェッショナル人材助成事業（移住型）に係る補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、当該交付の決定の日から3か月を経過した日現在のプロフェッショナル人材の状況を記載した就業等状況報告書（別記様式第7号）を、当該3か月を経過した日から30日以内に知事に提出しなければならない。

(決定の取消)

第12条 知事は、プロフェッショナル人材助成事業（移住型）に係るプロフェッショナル人材がその雇用の日から3か月以内に退職（解雇、退任等を含む。）し、補助事業者がプロフェッショナル人材紹介会社から補助対象経費の返還を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(帳簿の備付等)

第13条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事業区分	補助対象経費		補助金の額
	区分	内 容	
1 プロフェッショナル人材助成事業（移住型）	人材紹介手数料	令和8年4月1日から令和9年3月1日までにプロフェッショナル人材紹介会社に対し支払った紹介手数料	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額の3分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い額
2 プロフェッショナル人材助成事業（副業・兼業人材活用促進型【通常枠】）	人材紹介手数料	令和8年4月1日から令和9年3月1日までにプロフェッショナル人材紹介会社に対し支払った紹介手数料	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は50,000円のいずれか低い額
3 プロフェッショナル人材助成事業（副業・兼業人材活用促進型【新規利用枠】）	①人材紹介手数料 ②報酬 ③旅費	初めて山形県プロフェッショナル人材戦略拠点の仲介を受けて副業・兼業人材と業務委託契約を締結し、かつ契約期間が6か月以内である場合において、令和8年4月1日から令和9年3月1日までにプロフェッショナル人材紹介会社及び副業・兼業プロフェッショナル人材等に対し支払った①から③までの経費 ①プロフェッショナル人材紹介会社に対し支払った紹介手数料 ②副業・兼業プロフェッショナル人材に対し支払った報酬 ③副業・兼業プロフェッショナル人材等に対し支払った、副業・兼業プロフェッショナル人材が補助事業の遂行のため県内企業の業務場所までの往復に要した公共交通機関の交通費及び宿泊費（※1～4参照）	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額の10分の8に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は500,000円のいずれか低い額

- (※1) 鉄道及び航空運賃等で消費税及び地方消費税相当額が明記されていない場合は、運賃等から消費税及び地方消費税相当額10%を減じた額を補助対象とする。
- (※2) 社用車、自家用車、レンタカー、カーシェア、タクシーでの移動に要した経費（有料道路利用料及び駐車場代を含む。）は補助対象外とする。
- (※3) 補助対象経費のうち1回の往復移動にかかる交通費が10,000円未満の場合には、当該移動にかかる交通費及び宿泊費は補助対象外とする。
- (※4) 補助対象経費のうち宿泊費は、経済的かつ合理的な範囲における県内での宿泊に限り、1泊につき10,000円を上限とする。